

関西(京阪神)4 法人リクルート協議会協定事項確認書

2026 年 5 月 29 日

【合意事項】

本協定は、就職活動生に十分な法人選択の機会を与え、公正かつ円滑な採用活動が行われることを目的とする。各法人は責任を持って所属する社員・職員ならびに就職活動生に対して本協定の内容を周知させるものとする。

各法人は本協定を誠実に遵守することを約束し、本協定に明確な定めのない事項についても、それぞれの法人で本協定の趣旨を十分に斟酌のうえ、行動するものとする。

なお、本協定の内容は 2026 年 5 月 29 日現在の状況を踏まえたものであり、今後、公認会計士・監査審査会の動向により、協定内容の更新を行う可能性がある。

採用スケジュールによらず、常時遵守すべき事項(関西((京阪神)地区)

- 健全な採用活動遂行のため、就職活動生との接触は 9:00 から 19:00 の間のみとし、食事・アルコールの摂取及び提供は一切禁止する。接触時のお茶程度の提供は認める。
- 法定休日(日曜日)・祝日における就職活動生との接触は一切禁止する。
- 面接開催期間より前の期間において、選考行為または選考に準ずる行為は行わない。
- 面接実施以前の内定通知及び内定承諾書の入手やこれに準ずる行為は行わない。もし行われた場合でも、それらの行為は一切無効とみなし、各法人は就職活動生に対して採用活動を継続できるものとする。
- 当協定における「接触禁止」の範囲は、法人主導のみならず、知人・友人関係、先輩・後輩関係等、個人的関係にも適用されることとする。
- リクルート誌・メールマガジン・ブログ・動画での発信等については、通年を通して制限は設けない。
- 本協定の周知を徹底すべく、各法人定期採用サイト内マイページでの告知及び法人主催の採用イベントにおいて口頭・書面で周知することに加え、就職活動生との接触時においてもその内容を伝達する。
- リクルート活動に結びつかないイベント(※)については協定対象外とする。
※大学やゼミと連携し、公認会計士業界のすそ野を広げるための活動であり、公認会計士試験に向けた学習中であるか否かにかかわらず、広く学内、ゼミ内に向けてイベントを行うものであり、法人への勧誘を一切行わないイベントをいう。

＜常時遵守事項の趣旨＞

- (Ⅰ)公認会計士業界の品位を保ち、秩序及び節度あるリクルート活動を行う。
- (Ⅱ)就職活動生が受験勉強・就職活動・学業等の本分を全うすることを最優先とする。

論文式試験前に実施する採用活動について(関西(京阪神)地区)

2026 年 6 月 29 日(月)から 8 月 23 日(日)論文式試験終了日までを接触禁止期間とする。

合格発表前に実施する採用活動について(関西(京阪神)地区)

2026 年 8 月 24 日(月)から 8 月 31 日(月)及び 9 月 27 日(日)から 11 月 19 日(木)までを接触禁止期間とする。

- 電話・メール・アプリケーション等のツールを用いて受験生に連絡することも禁止とする。
ただし、就職活動生から問い合わせがあった場合は対応が接触禁止期間明け(9 月 1 日(火)以降もしくは 11 月 20 日(金)以降)となる旨のメール返信のみ可能とする。
- 8 月 31 日(月)以前に開催される専門学校主催のイベントへの参加は可とする。

2026 年 9 月 1 日(火)から 9 月 26 日(土)まで(法人イベントを含む接触可能期間)

- 法人説明会等のイベント・接触を可能とする。
- 10 月 1 日(木)以降は、エントリーシート等の選考につながる個人情報の収集を開始できるものとする。
ただし、提出期限は論文式試験合格発表日以降に設定することとする。

採用スケジュール(関西(京阪神)地区)

面接申込開始日	11 月 27 日(金)	9:30 から	
面接開始日 面接終了日	12 月 1 日(火) 12 月 2 日(水)	開始日:9:00 から	内定通知をもって正式な内定とし、「内定、内々定、面接合格」など、選考通過に類する言葉の使用は禁止とする。
内定通知日 承諾書受領日	12 月 1 日(火)～ 12 月 4 日(金)	開始日:9:00 から 終了日:17:00 まで	内定通知及び内定承諾書は面接直後から内定承諾期限の期間随時。 内定承諾方法は、各法人が定める内定承諾書の提出によるものとする。
内定承諾期限	12 月 4 日(金)	17:00 まで	

合格発表後に実施する採用活動について(関西(京阪神)地区)

11 月 20 日(金・合格発表日)から 11 月 27 日(金)まで(法人イベントを含む接触可能期間)

- 法人説明会等のイベント・接触を可能とする。
- 法人主催の合格祝賀会は行わない。

11 月 28 日(土)から 11 月 30 日(月)面接開始前日までを接触禁止期間とする

- ただし 11 月 28 日(土)以降、面接実施のために必要な事務的なやりとりは可能とする。

12 月 1 日(火)9:00 から 12 月 2 日(水)まで(面接開催期間)

- 応募者が入所を希望する事務所で面接とし、他事務所で面接を代行しない。
- 応募者との面接は 1 人あたり 2 時間を限度とし、長時間に亘り拘束しない。
- 他法人の面接受験を妨害する行為は行わない。(他法人の選考を辞退するよう促すことなど)

12 月 1 日(火)9:00 から 12 月 4 日(金)17:00 まで(内定通知・内定承諾書)

- 内定方式は複数内定方式(複数法人から内定を取得することは可能であるが、内定承諾は 1 法人のみ)
- 内定通知は面接後、随時行うものとする。
- 内定通知方法は通知書・電話・口頭等方法を問わない。
- 12 月 1 日(火)9:00 より内定通知(書面・メール・電話)を行うものとする。内定承諾方法については、各法人が定める内定承諾書の提出によるものとする。
- 内定承諾書を提出し、または内定承諾の意思を示している者に対する採用活動の継続は不可とする。

- 内定承諾書の文言には、「承諾後、他法人への入社は禁止」との文言を記載するが、東京地区への入社の制約は行わない。
- 内定承諾期間中も接触は可能とするが、応募者に選択の機会を与えるという趣旨に基づき、内定承諾書の提出を強要する行為や他法人への訪問を妨害する行為は行わない。
※内定辞退を表明している応募者の事務所への招致は禁止する。（「内定辞退の意思を確認するため」等の理由で招致することは禁止）
※訪問予定時間への割り込み行為は禁止し、応募者の予定を最優先する。
※他法人の内定辞退を条件にした入社時の優遇措置（配属先の約束等）は禁止する。
※一回の接触は 2 時間を限度とする。
※応募者の携帯端末の電源を切らせるといった行為は行わない。
※他法人へ訪問予定のある応募者の拘束は行わない。

12 月 4 日（金）17:00 以降（内定承諾期限後）

- 関西（京阪神）4 法人で内定承諾書提出者への追加内定は禁止する。二重承諾とならないよう承諾書記載内容につき本人への確認を徹底する。就職活動生 1 人との面接は 2 時間を限度とし、長時間に亘り拘束しない。
※内定承諾書に「承諾後、他法人への入社は禁止」である旨を必ず記載する。
- 二重承諾が発覚した場合には、厳正なる対処を行うものとし、本人の意向を尊重のうえ、当該法人間で調整する。

その他

- 業界の品位を貶めないことを心がけ、リクルーター等採用関係者に対して個別の採用実績連動報酬等、インセンティブを与えない。
- 他法人に対する誹謗中傷、事実に基づかない風説、噂の流布、範囲が限定されている分析資料の提示など誤解を与える情報提供は行わない。
- 過年度合格者の採用選考プロセスについて、合格発表日（11 月 20 日（金））前に応募があった場合は、制限は設けませんが、11 月 20 日（金）以降 12 月 2 日（水）までに応募があった場合は、今年度の合格者の選考プロセスを踏襲することとする。
※合格発表日（11 月 20 日（金））前に内定承諾した過年度合格者は、11 月 20 日（金）以降、他法人に内定承諾書を提出していないこと、および内定承諾書の趣旨を確認したうえで、内定承諾書を提出させる。
- 2026 年論文式試験の就職活動生（現・元社会人を含む）の採用に関しては、合格発表日（11 月 20 日（金））後に面接等の採用活動を開始するものとする。

本協定に適用期間について

- 本協定については 2027 年度のリクルート活動協議会までとする。

私たちは上記の協定内容を誠実に遵守し、自法人内で周知徹底することを約束します。

2026 年 5 月 29 日

PwC Japan 有限責任監査法人

EY 新日本有限責任監査法人

有限責任監査法人トーマツ

有限責任あずさ監査法人